

平成29年度第2回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)
会議録

と き 平成30年1月25日(木)

ところ 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

平成29年度第2回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)

日 時 平成30年1月25日(木)

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席者 <委員>

平野 武	大西 義雄	伊藤 祐彦
玉川 弘美	山極 愛郎	亘理 千鶴子
内藤 富美子	新井 信基	宮地 尚子
酒井 利高		

<保険者>

介護福祉課長	高橋 正恵
介護保険係長	宮奈勝 昭
介護保険係主任	薄根 健史

欠席者 <委員>

なし

傍聴者 1名

議 題 (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
(2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
(3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告、審議)

開 会 午後1時30分

(介護保険係長) 開会に先立ちまして、事務局より1点、事務連絡をさせていただきます。

会議録の作成の関係でございます。ICレコーダーの録音方式になっておりますので、ご面倒をおかけしますけれども、ご自身のお名前を先におっしゃっていただいてからご発言いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

それでは酒井委員長、よろしくをお願いいたします。

(酒井委員長) よろしくをお願いいたします。

今日は、これが一応2時半過ぎまでやって、ちょっと休憩して、その後全体会がありますので、長丁場でございますので、簡潔にやっていきたいなと思っております。

それでは、地域密着型サービスに関する専門委員会、昨年7月以降ですから約半年ぶりになりますけれども、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。本日の資料につきましては、次第に記載してありますとおり、事前に郵送させていただきました資料1から資料3までの3点になります。お手元に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。資料の確認は以上でございます。

(酒井委員長) それでは、議題に入る前に、事前に郵送されております議事録、昨年7月20日の会議録です。これを一応お目通しいただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。特に修正等はございませんでしょうか。わかりました。ではこれで確定ということで、お願いいたします。

それでは議事を進めていきますけれども、まず総合事業に係る事業所の指定の関係でございます。これは報告ですけれども、事務局のほうからお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。それでは、総合事業に係る指定事業所の指定についてご報告させていただきます。資料1-1、資料1-2をご覧ください。資料1-1は総合事業の訪問型サービス、資料1-2は通所型サービスを実施する事業所の一覧となります。

平成30年1月1日現在の最新の指定状況は資料のとおり、小金井市内の

訪問型サービスの市基準が17カ所、現行相当が22カ所、また小金井市内の通所型サービスは、市基準が13カ所、現行相当が25カ所となっております。平成27年4月1日より前に東京都の介護予防訪問介護や介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、総合事業のみなし指定を受けておりますけれども、みなし指定の有効期限は平成30年3月31日となっております。4月1日以降も事業を継続する場合には総合事業の指定更新を受ける必要がございます。市では昨年12月に、みなし指定を有する事業所に対しまして指定更新のお知らせを送付させていただきまして、現在、書類審査を行っているところでございます。

今回のみなし指定の更新を機に、市基準の指定をとっていない幾つかの事業所の方が市基準の指定の申請も行っていたいております。今後もサブスタッフや認定ヘルパーの活用等を検討して、市基準サービスの基準緩和を図り、市基準サービスの受け皿の拡大に努めてまいります。説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。今の説明の中で市基準の関係については、この資料、総合事業の4ページに市基準の内容の表が少し書いてありますので、半年前にも見られたかもしれませんが、久しぶりですので目を通しておいてください。市基準とはどういうものかということで、たしか半年前も山極委員さん中心に、この辺の問題を、人材の確保も含めて、あと、まだ未指定の事業者さんへの促しをどうしていくかというようなことを議論しまして、それらについては、3時以降検討する事業計画の中でもきっちりやっ払いこうというような話し合いをしたかと思っておりますけれども、そのことを踏まえた上で今日はお願いをしたいと思っています。それで、今の説明の中で質問ですが、新しい指定更新の関係ですけれども、指定更新をしないという事業者はいらっしゃいますか、総合事業に関しては。うちはやらないよという、そういう方いらっしゃいますか。もしその辺の数字的な概要がわかればお願いしたいと思います。大体でいいです。

(介護保険係主任) 一応、今回指定更新を受ける中で、もちろん指定更新しないこともできるのですが、1事業所だけ、指定更新をしないというご意思を示している事業者があります。以上でございます。

(酒井委員長) では、1事業所を除いて指定更新はみんな受けるということ

ですね。あとは、市基準に該当させるという点についてはいかがでしょうか。

(介護保険係主任) 今回の市基準をとっていない事業所につきましては、今回、指定更新を機に、市からご連絡をさせていただきまして、市基準の指定どうですかということでお話をさせていただいております。その結果、ちょっと正確な数は出ていませんけれども、数件の事業所から指定のご意思があり、今回の更新を機に申請をいただいているところでございます。以上です。

(酒井委員長) 一応、概要というか、今のみなしの指定更新と市基準の現況と今後の見通しについては、今、事務局のほうからご説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問があればと思いますけれども、いかがでしょうか。特にはないですか。じゃあ、私のほうからもう1点、事務局に聞きたいのですが、市基準によるサービス提供で、通所事業なんかでサービス提供時間帯については何か決まりがあるというか、これを見ると3時間以上と表にありますけれども、費用と時間との関係とか含めて、どうなのでしょう。

(介護保険係主任) お手元の資料の4ページ、そちらに書いていただいております。費用的なところは、現在、例えば訪問型サービス、自己負担の各月目安というところのプランをご覧ください形ですけれども、国基準の訪問型サービスに比べて若干安くなっているということが特徴として挙げられてございます。通所型サービスも同様です。なぜ安いかといいますと、当然、専門職を置かなくていいということで人員基準が緩和されて、より身体状況の軽い方がこちらのサービスで、より安く利用できるというメリットがございます。以上です。

(酒井委員長) それで、例えばそういう方たち、要支援者が利用するとき、事業所のほうとしてはサービスの利用時間数、例えば5時間とか6時間とか、そういう長い時間サービス利用することについては、各事業所とも柔軟にそれは対応されているということですか。特段、利用者から見て、特に要支援の方たちが、市基準でやったとしても自分の希望する時間というか、それはケアマネジャーなんか相談をするでしょうけれども、その時間帯についてはしっかりと保証されていますか。

(介護保険係主任) そこはケアマネジャーと相談しながら、どちらがふさわしいかというところを判断しています。

(酒井委員長) わかりました。何かご意見とか現況について、どうですか。

(山極委員) 今、現場のほうでよく報告を受けるのは、従来型のサービスを利用されていた方については、引き続き同じ事業所で従来型を更新するならば、そちらを利用させていただきたいというふうな意向を持っている利用者がほとんどの状況の中で、新規の方であれば市基準型のほうに移行するとうか、市基準型へのいざないというのは可能なかなというふうには思いますけれども、従来からある施設で、もう利用者のお仲間もできている方々に関して市基準型のほうに移行してくださいというふうにケアマネジャーや包括の方から促されている方は、非常に重苦しい感じで利用について検討しているというのが実情だというふうに伺っています。事業所に関しては、もちろん従来どおり来ていただけたらいいのかなというふうには思いますけれども、やはり政策的な理由とうか状況から、市基準型のほうにできるだけというふうな意向があるやに聞いていますので、現場においてはそういった齟齬が生まれているのかなという印象は受けています。

(酒井委員長) やはり利用者にしてみれば、環境を変えたくないということですよ。

(山極委員) そうですね。結局、予防を主目的としている事業ですので、従来型であろうと市基準型であろうと、その方が予防に資する利用ができれば目的に足ると思います。ですから一番いい形で、その方が安定的に予防の取り組みが継続できるのが望ましいのではないかなというふうに私個人的には思いますけれども、そこでちょっと政策的な思惑とご本人の意向が必ずしも一致しないというところで、また、ケアマネジャーさんもある程度、利用者の代弁をするというよりは、市基準型のほうにいざなうということのほうに力点を置いているのかなという印象を受けて、それは事業所としては、かわりに、利用者の代弁をしてあげたいなというふうには思いますけれども、なかなか難しい状況、厳しい状況かなというところで、ちょっと事業所としても頭を悩ませています。

(酒井委員長) その市基準のほうにいざなうというのは、財政的な問題とうか、一番大きい要素は何ですか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。市基準サービスを今後進めていくというのは国の方向性であって、軽度な方に対する生活援助というのは保険給付の中ではなく、地域支援事業といって、各自治体が各自治体の実情に応じて、

住民などの参加も得ながら進めていくべきというふうな政策の方向によるものです。小金井市としては、市基準サービスというのはいく方が適しているというものを、要支援1・2の方の状態について全件チェックした後、8割ぐらいの方が改善を見込んだ市基準サービスに移行していくということをめざして構築しています。

(酒井委員長) そういう意味では、政策的な流れと実態との微妙なアンバランスというか。ただ、その指定の更新、みなし指定をして、その後指定更新される、それはそれで流れがあるわけですね。だから、そういう意味では2つの流れがまだ並行する形で、ただお金の出どころが違うというか財源が違うというか、そういう問題ですね。そうすると、いずれかは国のほうから、つまり従来のみなし指定の流れのほうははっきりいくぞという可能性はあるということですか。そういうものではないですか。

(介護福祉課長) 今のところは残すというふうにされていますが、また次の3年後にはどうされるかなど。どうしても今までの介護予防のようなサービスが必要な方がいるということは認識されているというふうには感じております。

(酒井委員長) それは確かに市民全体で見れば多少、介護保険料よりも若干の影響は出るのかもしれませんがね、そうですか。じゃあこのことは今後の課題になりそうですから、前を見通しながらと思っております。それでは、最初の資料1-1と1-2は報告ということですので、よろしいでしょうか。あと、今の議論も含めて何かご質問があればと思いますけれども、よろしいですか。それでは、今の1については確認をしていきたいと思っております。

それでは、次の2点目です。事務局のほうから、議題2、市外地域密着型サービス事業所の指定について、お願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。それでは、小金井市外の地域密着型サービス事業所について指定を行いましたので、ご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

それでは、まず指定更新についてご説明いたします。介護保険法の規定によりまして地域密着型サービスの有効期間は6年となっております。前回の指定から6年を経過したため、事業所の指定更新を行いました。今回の指定更新は2件になりまして、資料の1ページ、2ページがジャパンケア武蔵

野、それから3ページから5ページがJNCC夜間介護になります。事業種別は、いずれも夜間対応型訪問介護です。夜間対応型訪問介護のサービス内容につきましては、夜間、あらかじめ決められた時間ごとに、おむつ交換や体位変換、安否確認のために、訪問介護員が利用者宅を巡回する形になります。また、夜間にオペレーションセンターで、利用者や家族から体調不良や転倒などの通報を受け、訪問が必要と判断した場合は訪問を行う形になります。対象者は主にひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯で、介護度が中重度の方が対象となります。

指定更新の際に書面での審査を行いました。人員基準等の問題はございませんでした。また、運営状況につきましては苦情もなく、特に問題ないとのことでございます。

続きまして、新規指定についてでございます。7ページ、8ページが高円寺ビレッジ、9ページ、10ページがデイサービスたけのこ、11ページ、12ページが生活リハビリデイサービスガーデンハウスいちょう、13ページ、14ページがデイサービスどっこいしょになります。事業種別は、いずれも地域密着型通所介護事業所となります。小金井市民が他市の事業所を利用する場合にも、小金井市の指定が必要となります。平成28年4月以降に小金井市民が他市の地域密着型通所介護事業所の利用を開始する場合は、みなし指定が適用されず、新たに小金井市の指定を受ける必要がございます。いずれの事業所も平成28年4月以降に新規に小金井市民を受け入れることとなったため、指定を行ったものでございます。

指定申請に際しまして書面での審査を行いました。人員基準等の問題は散見されませんでした。また、事業所所在地の自治体に各事業所の運営状況について確認をしましたが、苦情や大きな事故等の問題がないことを聞いております。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。それでは、まず指定更新の夜間対応型訪問介護の2件のほうからやっていきたいと思います。

いずれももう既に、その事務所がある武蔵野市、国分寺市において指定をされているということですので、ここでは確認ということになりますけれども、何かご質問とかご意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

特に、夜間対応型なので、家族介護力の手薄い方で中重度の在宅の利用者の方については、非常に貴重な事業資源というか、社会資源だと思いますけれども、ちなみに小金井市民は、このジャパンケアとJNCCは何人ぐらい利用されていますか。

(介護保険係主任) 各事業所1名ずつ利用されている状況でございます。

(酒井委員長) 1名ずつですか。

(酒井委員長) 特にご質問等はございませんか。それでは、まず指定更新のジャパンケアとJNCCの2件について、これは確認をしておきたいと思えます。

では次に、新規指定です。4件ございますけれども、どうでしょうか。これは通所介護になりますけれども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(平野委員) 1点だけ、お願いします。平野です。12ページの真ん中に抜けがありますけれども、病院・診療所・訪問ステーション、あり・なしの表示がございません。どちらでしょうか。

(介護保険係主任) これについては口頭で確認をとってございまして、それぞれのところなしということで聞いてございます。

(平野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) ほかにはいかがでしょうか。私のほうから1点、質問ですけれども、8ページになりますけれども、高円寺ビレッジです。定員が13で、機能訓練等を行う事業面積が39㎡、1人3㎡ちょっとですけれども、ぎりぎりですよ。事業をやっている環境としてはどんなものかということと、多分ほかに何かいろいろスペースを持っていらっしゃるのかもしれないけれども、そのことと、あと2点目が、宿泊サービスがありということらしいので、この宿泊サービスありの内容について確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

(介護保険係主任) 面積でございますが、面積は書面上だけの審査で、写真もついていて、一応基本的には機能訓練室ということで、利用者様が使わないような、例えば職員専用のロッカーが置いてあるとか、そういうものは除かなくてははいけませんけれども、その辺は口頭で確認をとらせていただいて、それは特に問題ないことは確認してございます。

(酒井委員長) そうですか。

(介護保険係主任) 宿泊サービスについては詳細がとれていないんですけれども。

(酒井委員長) 小金井市内にあるわけじゃないからね。

(介護保険係主任) 特に事故があったとか、そういった報告については、杉並区に確認しましたが、特にそういった事故等はないということで確認してございます。

(酒井委員長) そうですか。たしか7月のときにも、こういうのありましたよね。それで利用料幾らだとか、1,000円ちょっとぐらいでどうのこうのという話をしましたけど、多分似ているのかな、そういうのと。つまり、その意味では介護保険事業外で宿泊サービスを事業所の自主事業としてやっておられると、多分そういうことですよ。

ほかには何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応これも報告ということですので、確認をしておきたいと思います。では今の2件の指定更新と新規指定にかかわる4件については了承するというようにしておきたいと思います。

それでは、議題の3になりますけれども、市内地域密着型サービス事業所の指定についてということで、これは市内事業所ですね。よろしく願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。それでは、市内の地域密着型サービスの指定につきまして、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

今回は、指定の更新について1件、それから新規指定につきまして1件で、サービス種別はいずれも地域密着型通所介護事業所になります。

まず1ページ、2ページ目の温心デイルームでございますが、前回の指定更新から6年を経過したため、指定の更新を行ったものでございます。事業所の所在地につきましては、小金井市本町5丁目41番7号で、定員は10名となります。併設事業所としまして、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所がでございます。指定更新に際しまして、書面での審査と現地での実地調査を行いました。実地調査では一部の書類等に不備がありまして、指導を行いました。その後、改善報告書が提出されまして改善がなされましたので、運営上大きな問題がないと判断をしまして、指定の更新を行いました。そのほか設備基準、人員基準等の問題はございませんでした。事業所の様子としま

しては、利用者と事業所のスタッフが楽しそうに談笑しており、にぎやかな雰囲気、とてもよかったという印象でございました。

続きまして、3ページから14ページの、おとなりさん。ひこばえについてでございます。現在デイルームひこばえという名称で東京都の指定を取得して運営しておりますが、3月1日より定員を18名以下に変更し、地域密着型サービスとなり、かつ運営法人を変更するため、市での新規指定を行うため、お諮りするものでございます。

新たな運営会社は、株式会社ナチュラルスタンスという法人になりまして、小金井市のほか国分寺市や西東京市、福岡県でもデイサービスを運営しております。デイサービスの運営については一定実績がある法人となっております。運営法人の変更に伴いまして、スタッフにつきましては、現在のスタッフから一部入れかえになる予定でございますが、事業者には、利用者の処遇に影響が出ないように、利用者に対する説明を行うように伝えているところでございます。運営法人について一定実績がありまして、これまでのデイルームひこばえとしての運営基盤もあり、特段の問題もなく、また書類審査においても人員基準等の問題はございませんでした。説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。それではまず、市内事業所ですので、指定更新の温心デイルームのほうからやっていきたいと思っておりますけれども、一応6年たつての指定更新だということなので、少なくとも6年間、事業実績はあるということですね。特段その中では問題が生じたりしたことはないということですか。いかがでしょうか。

ここも事業面積、少ないですよ。でも、ホームページとかを見たら、食堂が30㎡とか、ほかにありますけれども、日中活動をやる機能訓練事業的なところのスペースがぎりぎりということですから、すばらしい環境とは言えないでしょうけど、何かありますか。

(新井委員) 新井です。一応確認というか、聞いたかったのは、利用者上限の10人ですが、今何人ぐらい利用されていらっしゃるのですか。

(介護保険係主任) 当日訪問したときは、10人はいませんでしたが、8人程度いたと記憶してございます。

(酒井委員長) ご質問は登録者という意味ですよ。

(新井委員) 10人の定員に対して何人ぐらいの人が登録していて、どれぐらい利用しているか。その狭い部屋の中にどれぐらいいるかということです。

(介護保険係主任) 当然10人以上は利用ができないので。登録者については、済みません、今この場では、ちょっと把握してございません。

(酒井委員長) ホームページを見ると、去年のデータだけど、数えると24人ぐらい。要介護1から5もある。5の方も3人ぐらい確かいたかな。一昨年は要支援の方が1人いたけれども、最近のデータではなさそうですね。ですから要介護1から5の方で、二十数名の方が一応登録されているという。どこまで信憑性があるかわかりませんが、そういうのが載っていました。ちょっと私も気になったものですから。

(介護保険係主任) 今の点、補足説明で、定員を超えて利用していないかとかは、ちゃんと利用実績とか実地検査に行ったときに、そこは確認してございます。定員より多く受け入れているということはなかったです。

(新井委員) そうすると、利用者、登録者が多くて、希望が10人を超えちゃった場合というのは、お断りしているようなイメージですか。

(酒井委員長) そういうところは一般的に調整を事業所側でやっているのだと、ケアマネジャーなんかと相談して。そういう場合の実態なんかはどうですか。

(山極委員) 基本的に利用定員の実績については、稼働率で大体どれぐらいかというのが出ていまして、登録に対してどれぐらいお休みするかというのは経験的に数字が出ていますものですから、そこで登録の定員数というのをコントロールしてございます。あともう一つは、利用者としては、例えば、それこそきのうの大雪ですとかがあつて来られなかったと、それを別の日に振りかえたいとかというご希望があつたりするときは、ケアマネジャーと相談して、振りかえられる日に来ていただくということについて調整するというようなことで、それは一定稼働率なんかにも寄与することですので、積極的に、受け入れられる範囲で受け入れているという、そういう形をとっています。

(酒井委員長) ただ、万が一、定員をオーバーして、結果的に来ちゃったと、あり得るんですか、そういうことは。

(山極委員) 基本的にはないですね。

(酒井委員長) ないですか、そういうこと。

(山極委員) はい。

(酒井委員長) 例えばそういうときは減算になるとか、そういうことじゃなくて。

(山極委員) 定員をもうほんとうにオーバーしちゃうようでしたら、例えば定員自体の登録を上げて届け出をします。もちろんそのためには職員数の配置なども厚くするわけですけど、そうしておいて、瞬間風速でもし出た分があったとしても定員の範囲内で見るという形をとっている事業者が多いでしょうね。

(酒井委員長) よろしいでしょうか。

(新井委員) はい。ありがとうございます。

(酒井委員長) それでは、ほかになれば、指定更新の温心デイルームについては確認をしておきたいと思います。

次に、新規の、おとなりさん。ひこばえのほうですけれども、これは運営法人がかわるということですね。3月1日でかわるということで、ほかにも、東京以外でもその運営法人は事業をやっていらっしゃるということです。こちらについては一応、運営規程等も入っておりますので、それらを含めて、いかがでしょうか。

(亘理委員) 亘理です。前回ちょっと申しましたように、私の、来月に95歳になる方が、このひこばえさんでお世話になっておりまして、もう7年間おります。それで実はきのう、こちらからお見えになりまして、2時間弱、さまざまな説明やら新規契約やらを行ったわけですけれども、1人ずつ全部回るということでしたし、細やかで、それから熱意もあるところだなと、私もほっとした次第ですが、ただ1つ、宿泊ですけれども、こちらは西東京市に、おとなりさん。小金井公園というところを持っていらっしゃるのですが、そこで宿泊もしていて、いつでも利用できますと。2,500円、それで食事などを含めると5,000円以内で、いつでも利用できますというふうにおっしゃったのですが、旅行などに出かけるときもお願いできるのかと、やはりできますというようなことをおっしゃったのですが、きょうだい事業所であってもそういうことができるのかどうか、ここで聞きしたいのと、それから、このように事業者が急にかわってしまうことが今までどのぐらいあ

ったのか、お聞きしたいです。

(酒井委員長) 2点ですね。では事務局のほうから、お願いいたします。

(介護保険係主任) まず宿泊サービスについては、介護保険外のところなので、利用者と事業者の間で独自に契約をされているところなので、そこは他市でもできるというところですよ。

もう1点、運営法人の変更というところで、近年は非常に多いので、この専門委員会でも何件か報告はさせていただいていますけれども、理由として一番多いのは、やはり事業の採算が合わないというところで、事業譲渡という形で廃止される法人が非常に多いです。今回、第7期の事業計画に向けて、全事業者にアンケートをとりましたけれども、ご回答いただいた事業者のうち、およそ27.6%が赤字ということで、黒字と答えていただいた事業者は35%で、損益なしというところが19%で、その他・無回答というところで、およそ3割弱の事業者が赤字ということで、かなり苦しい状況ということでは聞いているところです。以上です。

(亘理委員) 亘理です。私もそのように聞いておりましたので、じゃあこちらはどうに収益を上げているのかなということ、このように、1日も休まず、正月も休まず、ほんとうに休みなしですかといったら、ありませんと。

(酒井委員長) 亘理委員さんのお身内の方は、今までデイルームひこばえを利用されているのですか。

(亘理委員) はい、そうです。

(酒井委員長) 定員というのは何人ですか。18ですか。

(亘理委員) 大勢いらっしゃったように思うのですが、済みません、ちょっと。

(酒井委員長) 一般的に小規模の定員のところは非常に採算が難しい。それで、多角的に大規模に事業展開しているところが結果的にのみ込んでいくみたいなの、よくM&Aということがありますよね。介護事業所の中でもちょっとそういう流れが、行くのではないかということが言われてはいたのですが、デイルームひこばえは利用者が結構いらしたのですよ。

(亘理委員) そうおっしゃいましたね。お食事がその場でつくられるので、それが評判でした。そのところも心配だったのですが、私が頑張ってつく

りますと、その方がおっしゃっていました。

(酒井委員長) どうぞ、山極委員。

(山極委員) 山極です。今、委員長がおっしゃったとおり、以前のひこばえの定員と今回の18名の定員の変更というのは、定員数変更の差異はどれぐらいというのが1点と、それによって利用者が何か不利益をこうむっているというか、そういうことというのはあるのか、ないのか、この辺はいかがでしょうか。

(酒井委員長) はい、事務局どうぞ。

(介護保険係主任) 定員は、以前は24名の定員で運営をしていて、今回18人以下ということで地域密着型サービスになっています。

(山極委員) その定員数のソフトランディングは済んでいるのですか。

(介護保険係主任) そこは多分ケアマネジャーと調整して、次のサービスにつなげることはやっていたらと認識しています。

(酒井委員長) 確かに、このおとなりさん。ひこばえは、ホームページなんかではスタッフ一人一人の写真を全部載せて、印象がいいというか。さっきの温心デイルームさんはちょっと、見てもよくわからない、実は。ほんとうに通り一遍のことがちょこっと書いてあるだけで、そういうのを見た後だったから、ひこばえのほうは一人一人スタッフが、十数名のスタッフの写真を載せて、どういう資格というか、どういう職種かということを含めて。

(互理委員) その日何をしたかも必ず写真を撮って、皆さんに持たせて、毎日持って帰るのだそうです。

(山極委員) スタッフは大変ですよ、休みなしで。

(酒井委員長) そうですよ。今、国のほうは働き方改革なんて、新年度の最大課題ですからね、そっちのほうでもワーク・ライフ・バランスでいかなきゃいけないわけですけど。他にはいかがでしょうか。はい、平野委員。

(平野委員) ひこばえは、前にも閉鎖するというお話をちらっと聞いたものですから。それで、今回この運営自体が違うので、文書だけですけれど運営規程とかを見せてもらって、それによって、今度、平面図もついていますよね。文書だけ見ると、しっかりしているとは思いますが、ただ、私の印象では、ひこばえという車が走っていますけど、漢字一字ですよ。なかなか読めないです、その字が。だから今度、デイルームひこばえから、おと

なりさん。ひこばえに変わったから、名前だけでもちょっと読みやすく、わかりやすくなったのかなというのが1つです。

それから、質問ですけど、9ページの第21条の5で書いてあるところです。ひこばえの管理者との協議に基づき定めるものとするを書いてありますけれども、じゃあ、重要事項の定めですから、定まったものが全て文書で届け出しているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

(酒井委員長) それでは、保険者たる事務局のほうから。21条の2の5ですかね。つまり運営法人と現場の管理者との協議で定めていきますよという規定ですよ、重要事項について。この規程にない重要事項についてはそうしますと書いてありますが。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。こちら運営に関して重要事項という形になりますので、変更があった場合には必ず保険者のほうに変わった旨をお伝えいただくという形になっています。

(酒井委員長) それで、中身によっては重要事項説明書という形で、利用者との間においても説明がされるという流れかなと思いますけれども、よろしいですか。

(平野委員) はい。

(酒井委員長) 他には、委員の皆様から何か。はい、玉川委員。

(玉川委員) 玉川です。先ほどの資料2の市外地域密着型サービスのところですけども、9ページですが、所在地が江東区南砂ということで、ご本人のご家族のところに一時的に同居されて、そこから通っているという認識でよろしいでしょうか。

(酒井委員長) ちょっと資料2に戻ります。

(玉川委員) 済みません。

(酒井委員長) 資料2のほうの9ページからの株式会社ライコム・コーポレーションの事業所がデイサービスたけのこ。江東区にあるということで、つまりここを市民が利用されていることの理由ですね。

(玉川委員) はい。

(酒井委員長) それは事務局のほうから。

(介護保険係主任) 今回の資料の中では同様の理由で、7ページ、その事業所も杉並区にあるということで、江東区にある事業所に関しては、今おっ

しゃっていただいた理由のとおり、一時的に、住民票は移さないのですけれども、家族のところへ行っていただいて、そこからデイサービスに通われているということです。そういった経過で利用しています。

(玉川委員) 都内はこういった事情があると思いますけれども、都外ということも、地方に行くということもあるのでしょうか。

(介護保険係主任) 都外という事情もございますし、かなり遠方の指定をしたこともございます。

(玉川委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 特に、そういう場合、期限的な決まりはないですよね。今のいいですか。

(玉川委員) はい。

(酒井委員長) じゃあ次、今のひこばえのほうに移りたいと思いますけれども、他にはよろしいですか。はい、山極委員。

(山極委員) 11ページに利用料金の表があって、加算のところなんですけれども、若年性認知症利用者受け入れ加算をとっていらっしゃるんですけど、実際に利用者はいらっしゃいますか。

(介護保険係主任) 現在のところ確認はとれておりません。

(山極委員) 結構、若年性の方と年配の方と混合で見るとというのは相当大変な話なので、接遇上どういうふうな形で見ようとされているのかというのがちょっと気になったものですから、伺いました。

(酒井委員長) 以前この委員会で、若年性認知症の専門デイサービス、目黒かあちのほうでやっていて、そういうのがありましたよね、今みたいな難しさがあってという。若年性認知症加算はとっているところなのですね、この事業所は。受け入れ加算は240点ですね。他にはよろしいでしょうか。

それでは、ひこばえについても確認をしておきたいと思います。

ということで、ちょっと予定よりも早かったですけれども、終わりたいと思います。事務局のほうから何かお話は。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。次回の日程の関係でございます。一応、今年度はこれで本専門委員会は、終了という形になりまして、次回、ちょっと先ですが、概ね7月ごろを予定しているところでございます。日程が決まりましたらご案内を差し上げますので、よろしくお願いたしま

す。以上です。

(酒井委員長) ありがとうございました。

閉 会 午後 2 時 2 0 分